

長久手市ホームページ広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、長久手市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載することに関して、必要な事項について定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（市ホームページ内に表示される広告を目的とする画像で、広告を掲載する者の指定するホームページにリンクする機能を有するもの。以下「広告」という。）とする。

(広告掲載の基準)

第3条 市ホームページに掲載する広告の基準は、要綱第3条に定めるところによる。ただし、主たる目的が求人及びこれに類するものについては広告掲載を行わない。

(広告の掲載規格)

第4条 広告の掲載規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル 横120ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG形式で静止画
- (3) データ容量 5KB以下
- (4) デザイン及び色彩 市のイメージを損なわないものであること。

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とし、枠数は市が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、月を単位とし、広告主が指定することができる。また、当初よりその意思を有し、連続して掲載の申込みができる期間は最大1年とするが、広告掲載枠に空きがある場合は再掲載は妨げない。

(掲載開始日等)

第7条 広告の掲載開始日及び時間は、月の初日の午前9時とし、掲載終了日及び時間は、次月の初日の午前9時とする。

- 2 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までに当たるときは、その直後の長久手市役所開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告掲載料)

第8条 広告の掲載料は、1枠当たり月額5,000円（税込み）とする。

- 2 前項に定める広告掲載料は、掲載期間が1月未満の場合は1月として計算する。

3 広告主は、前項の規定により定められた広告掲載料を市長が定める期日までに一括して前納しなければならない。

(広告の募集方法)

第9条 広告の募集は、要綱第5条に定めるところによる。

2 前項の規定に関わらず、広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）が募集枠に満たないとき、又は、掲載枠に空きが生じたとき、若しくは広告枠を新たに設置したときは、随時募集することができる。

(掲載の申込み)

第10条 広告掲載希望者は、長久手市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を掲載希望月の前々月の25日までに提出し、掲載を申し込むものとする。

2 市長は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載希望者及び広告内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。審査に際しては、要綱第11条に基づき、長久手市広告審査会に審査を依頼することができる。

2 前項の審査により適合と認められた広告掲載希望者が、広告の募集枠数を超えたときは、次の各号の順位により決定する。

なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 公共団体、公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う広告

(2) 民間企業のうち市内に事業所又は事務所を有するものが行う広告

(3) 民間企業のうち県内に事業所又は事務所を有するもので、前号に掲げる広告以外の広告

(4) 前3号に掲げる広告以外の広告

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定する。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、長久手市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿は、市が指定した期日までに市が指定した方法により作成して、市長に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された広告原稿が広告内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断した場合は、広告主に対し、広告内容の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、長久手市ホームページ広告掲載内容変更届(様式第3号)により、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、長久手市ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、広告掲載許可決定後においても、要綱第9条の規定に該当するときは広告の掲載を取り消すことができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、長久手市ホームページ広告掲載取消決定通知書(様式第4号)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げるときは、長久手市ホームページ広告掲載取下げ届(様式第5号)により、広告の取り下げを希望する日の1週間前(複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1月前)までに市長に申出なければならない。

(掲載料の還付等)

第16条 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告の掲載期間中、市の都合により市ホームページの公開を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(協議)

第17条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は 平成 25 年 4 月 15 日から施行する。